

令和8年7月31日
課名：総務部契約検査課
内線：1383・1384

指 名 停 止 措 置 状 況 書

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者： 住 所 東京都江東区新砂1-1-1
商号又は名称 株式会社竹中土木
- 2 指名停止の期間：
令和8年7月31日から令和8年8月30日まで（1ヶ月間）
- 3 事実概要：
当該事業者は、施工中の「近畿自動車道久宝寺高架橋他7橋耐震補強工事」において発生した労働災害に関し、同社の使用人が労働基準監督署に対し事実と異なる報告をしたことにより、令和8年6月10日に羽曳野簡易裁判所から労働安全衛生法違反により略式命令を受け、刑が確定したことにより、7月31日（金）に福岡県庁にて指名停止が公表された。
- 4 指名停止の理由：
行橋市指名停止等措置要綱第3条（指名停止）第1項の別表第2（不正又は不誠実な行為）の12の項に該当する。
従って、本件については、指名停止1ヶ月間とする。

【指名停止等措置要綱 別表第2（不正又は不誠実な行為）の12の項該当】

措 置 要 件	期 間
12 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関して不正又は不誠実な行為をし、市発注業務に係る契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上9月以内